

西原町自殺対策計画

令和 2 年 3 月

西原町



はじめに

平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、それまで「個人の問題」とされていた自殺が「社会の問題」として認識されるようになりました。国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、全国の自殺者数は減少傾向にありますが、依然として毎年 2 万人を超える方が自殺に追い込まれています。

本町ではメンタルヘルス研修と合わせ、自殺対策を支える人材（ゲートキーパー）の養成をはじめ、精神保健福祉に関する相談等を実施し、自殺予防の啓発と人材育成活動にも取り組んでまいりました。

そのような背景の中、平成 28 年に自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」とし、全ての市町村に「自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

本町においても、町民の皆様一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らせるよう、これまでの取り組みや本町の既存事業を最大限に活かし、全庁的な取り組みと関係機関や関係部署と連携を図り、自殺対策を総合的かつ効率的に推進するための指針として本計画を策定いたしました。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるということを町民の皆様とともに共有し、今後も、自殺者数の減少、福祉の向上をめざし、「西原町自殺対策計画」の推進にあたってまいりますので、より一層のご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました西原町健康づくり推進協議会委員の皆様をはじめ、町民の皆様、並びに関係各位に心から感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

西原町長 上間 明

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
4 数値目標	2
第2章 自殺の現状と課題(西原町の自殺の特徴)	4
1 自殺の現状	4
(1) 西原町の自殺者数・自殺死亡率の推移	4
(2) 自殺死亡率の沖縄県・全国との比較	4
(3) 性別の自殺死亡者の状況	5
(4) 年齢階級別の自殺死亡者の状況	6
(5) 性・年齢階級別の自殺死亡者の状況	7
(6) 職業有無別の自殺死亡者の状況	8
(7) 自殺の原因・動機	9
2 西原町における自殺の特徴	11
第3章 これまでの取組	12
1 ゲートキーパー養成講座	12
2 精神保健福祉に関する相談実績	12
3 周知啓発	13
第4章 計画の基本的な考え方	14
1 基本理念	14
2 基本認識	14
3 基本方針	14
4 施策の体系	16

第5章 いのち支える自殺対策における取組.....	17
1 5つの基本施策.....	17
(1) 地域におけるネットワークの強化.....	17
(2) 自殺対策を支える人材の育成.....	17
(3) 住民への啓発と周知.....	18
(4) 生きることへの促進要因への支援.....	18
(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育.....	19
2 4つの重点施策.....	20
(1) こども・若者への支援.....	20
(2) 働き盛り世代への支援.....	21
(3) 生活困窮者・無職者への支援.....	22
(4) 高齢者への支援.....	23
第6章 推進体制.....	25
1 庁内における推進体制.....	25
2 地域及び関係機関や団体との連携.....	25
3 計画の点検・評価.....	25
資料編.....	26
生きる支援関連施策一覧.....	27
西原町健康づくり推進協議会委員名簿.....	39
西原町健康づくり推進協議会要綱.....	40

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国では年間の自殺者数、自殺死亡率は減少傾向にありますが、平成29年には年間2万人余りが自殺で亡くなっており、依然として深刻な状況が続いています。

このような中、平成18年10月に「自殺対策基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成19年6月には、基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」（以下「大綱」という。）が制定されました。

また、平成28年4月に基本法が改正され、第13条において、市町村に自殺対策計画を策定することが義務付けられました。さらに、平成29年7月には大綱が見直され、自殺総合対策の基本理念を「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」とし、

- ① 生きることの包括的な支援として推進する。
- ② 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む。
- ③ 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる。
- ④ 実践と啓発を両輪として推進する。
- ⑤ 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する。

という5つの基本方針が掲げられています。

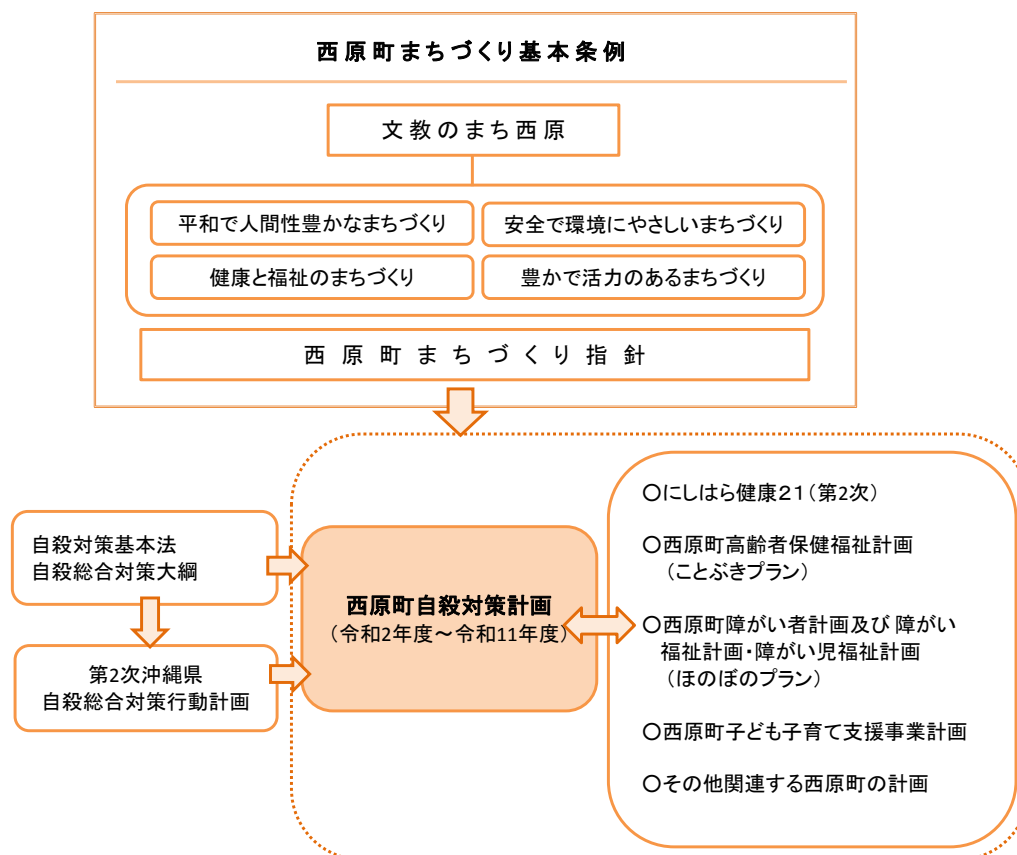
沖縄県においては、平成20年3月に「沖縄県自殺総合対策行動計画」を策定し、平成29年の大綱の見直しを受け、平成31年3月に「第2次沖縄県自殺対策行動計画」（以下「県計画」という。）の策定が行われました。

本町においては、これまで、貧困、健康問題、介護等の問題、ひきこもりやいじめ問題などに対し、関係機関や関係部署で取り組んでおり、それらの取り組みが自殺予防につながっていたと考えられます。

今回の自殺対策計画は、これまでの取り組みや本町の既存事業を最大限に活かし、全庁的な取り組みと関係機関や関係部署との連携を強化し、自殺対策を総合的かつ効率的に推進するために策定するものです。

2 計画の位置づけ

西原町自殺対策計画（以下「本計画」という。）は、基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」であり、国や県の計画及び自殺対策施策等を指針としながら、「西原町まちづくり基本条例」の基本方向に則して策定するとともに、「にしはら健康21（第2次）」等、本町の他の関連する分野の個別計画と整合を図ります。



3 計画期間

本計画は令和2年度から令和11年度までの10年計画とします。ただし、制度改正及び「にしはら健康21（第2次）」等の改訂に伴い、見直しの必要がある場合には、柔軟に対応していきます。

4 数値目標

大綱では「令和8年（2026年）までに人口10万人当たりの自殺死亡率を平成27年（2015年）と比べて30%以上減少させる」としています。

本町においては、*平成23年から27年の合計自殺死亡率は17.2と国（18.5）、県（20.7）より低いものの、平成27年以降は国、県より高い状況

があることから、自殺死亡率を令和8年（2026年）までに、県と同様に、16%以上の減少をさせた14.5以下を目標値とします(図1)。

*本町の自殺死亡率は図1のとおり自殺者数1人の増減で、自殺死亡率の変動が大きいことから、ベースライン値は平成23年から27年の自殺死亡率の平均値としています。また、自殺者数については、平成23年から27年の自殺者数の合計人数をベースラインとしています。

図1 計画の数値目標

		平成23～27年 (ベースライン)	令和8年 (目標値)
人口10万人あたりの自殺死亡率	町	*17.2	14.5以下
	県	20.7	***14.5以下
	国	18.5	***13.0以下
西原町自殺死亡者数		**30	25人以下

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル【2018更新版】

第2次沖縄県自殺総合対策行動計画

*平成23年から平成27年の自殺死亡率の平均

**平成23年から平成27年の自殺者の合計

***国の目標値は大綱より、県の目標値は県計画より参照

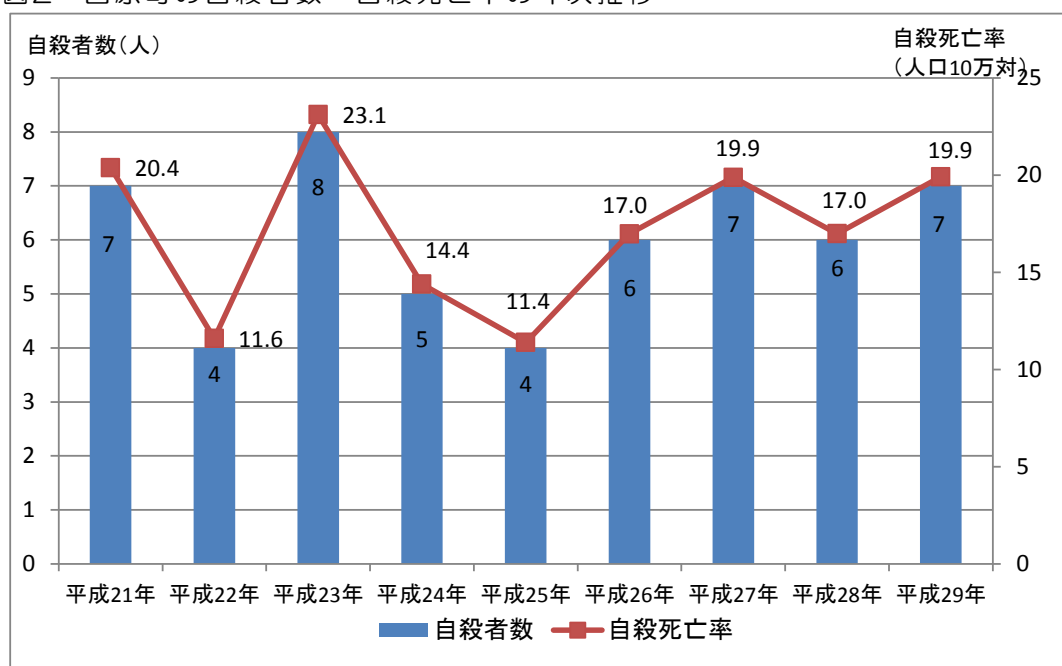
第2章 自殺の現状と課題(西原町の自殺の特徴)

1 自殺の現状

(1) 西原町の自殺者数・自殺死亡率の推移

自殺者数は年によりばらつきがありますが、毎年6人前後で推移しています。また、人口10万人当たりの自殺者数(以下「自殺死亡率」という。)は、人数自体が多くないため、単年でみると増減が大きくなります。平成23年から27年の自殺者数は30人、平均自殺死亡率は17.2となっています(図2)。

図2 西原町の自殺者数・自殺死亡率の年次推移

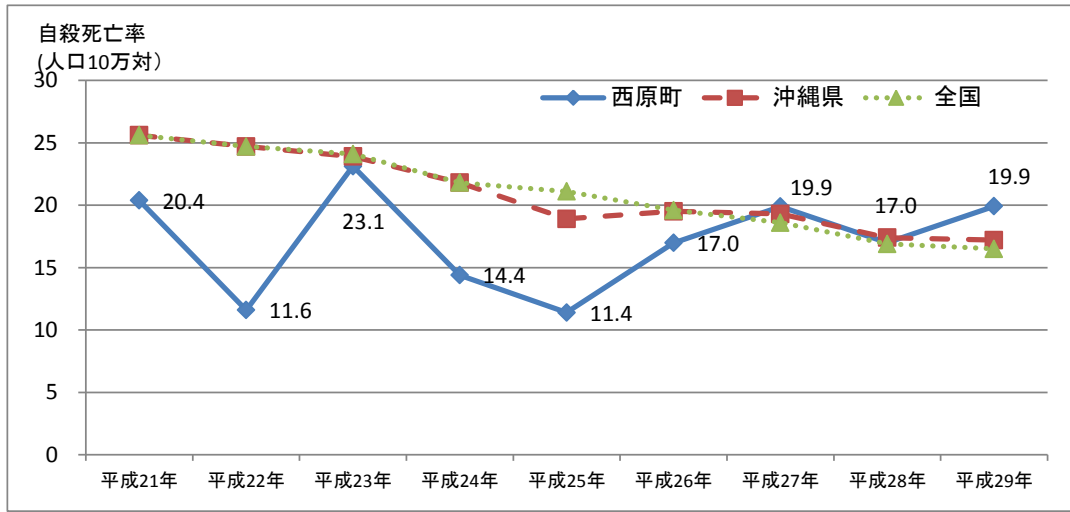


資料:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

(2) 自殺死亡率の沖縄県・全国との比較

西原町の自殺死亡率をみると、平成26年から高くなっており、平成27年、平成29年は沖縄県、全国を上回っています。沖縄県および全国の自殺率は低下傾向ですが、前述の様に、西原町の人口規模で比較すると、国や県に比べ変動が大きくなるため、傾向を見るのが難しい状況にあります(図3)。

図3 西原町・沖縄県・全国の自殺死亡率の推移



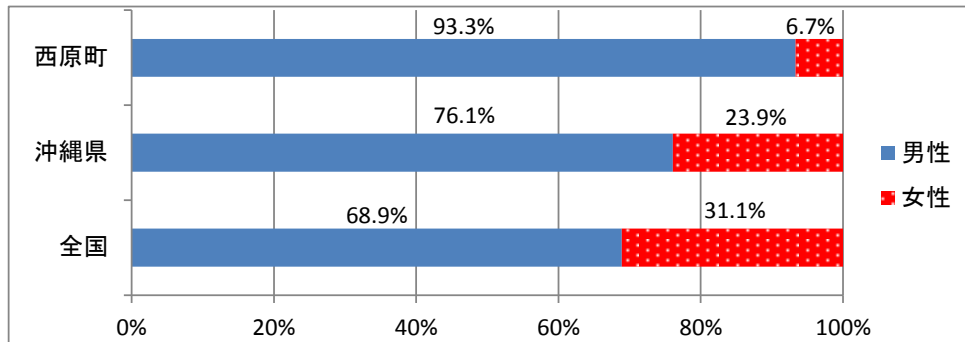
資料: 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
西原町	20.4	11.6	23.1	14.4	11.4	17.0	19.9	17.0	19.9
沖縄県	25.6	24.7	23.9	21.8	18.9	19.5	19.3	17.4	17.2
全国	25.6	24.7	24.1	21.8	21.1	19.6	18.6	16.9	16.5

(3) 性別の自殺死亡者の状況

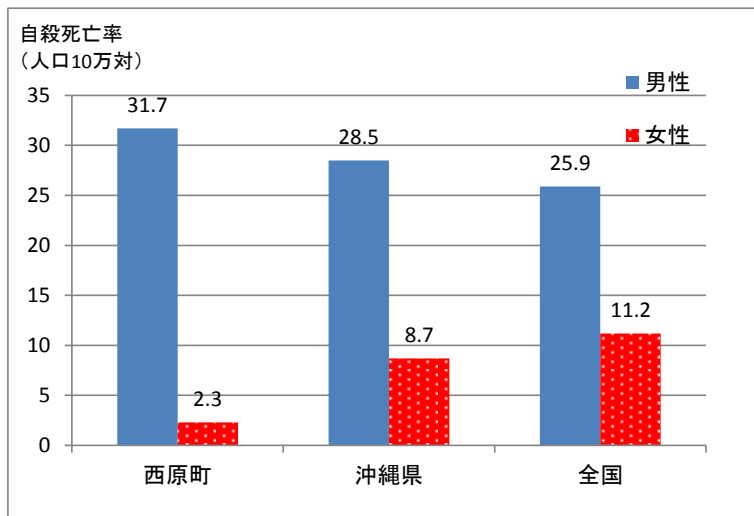
自殺者数の男女比では、西原町・沖縄県・全国ともに男性が高く、本町の男性の自殺死亡率は、県、全国と比較して高い状況にあります(図4・図5)。

図4 自殺者数の男女の割合



資料: 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」平成25年から29年集計

図5 男女別自殺死亡率

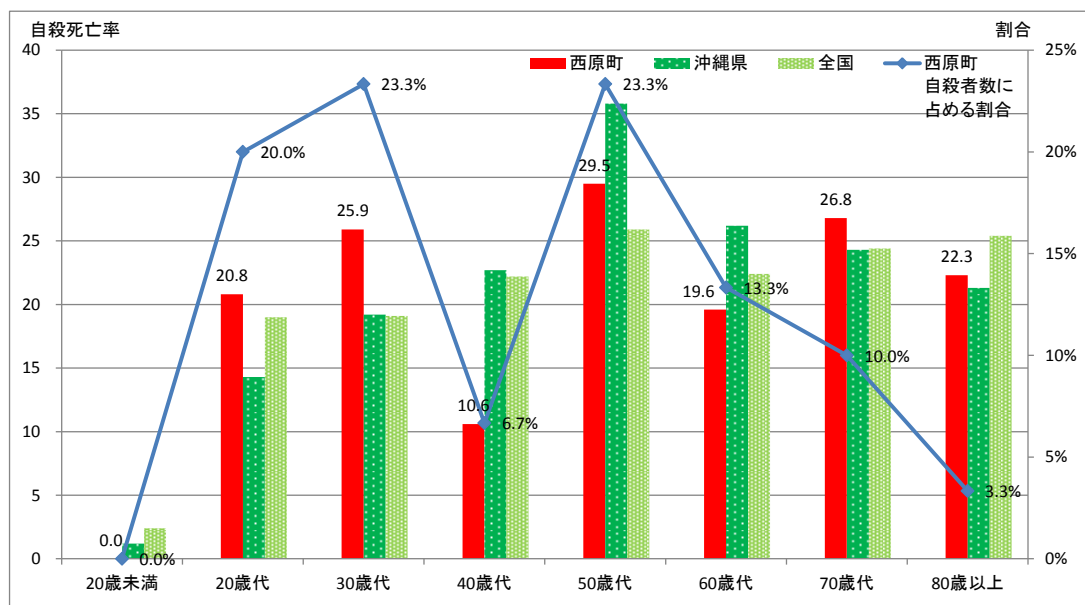


資料: 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」平成25年から29年集計

(4) 年齢階級別の自殺死亡者の状況

年齢階級別の自殺者の割合は、30代、50代が23.3%、20代が20.0%の順で高く、20から39歳の若年者の自殺死亡率は、町(28.1)、県(17.2)、全国(18.5)で、県や全国に比べ、本町が高くなっています(図6・図7)。

図6 年齢階級別の自殺死亡者の状況



資料: 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」平成25年から29年集計

図 7 若年者(20~39歳)の自殺死亡率(人口10万対)

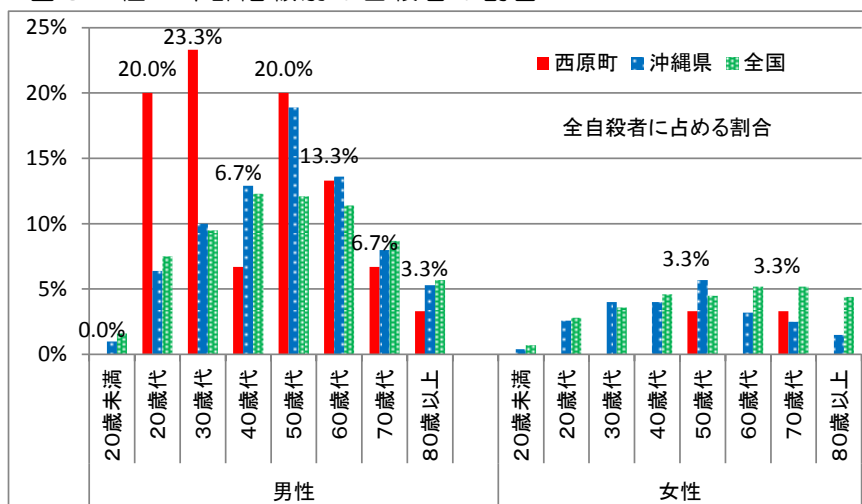
西原町	沖縄県	全国
28.1	17.2	18.5

資料: プロファイル【2018更新版】より、H25から29の合計

(5) 性・年齢階級別の自殺死亡者の状況

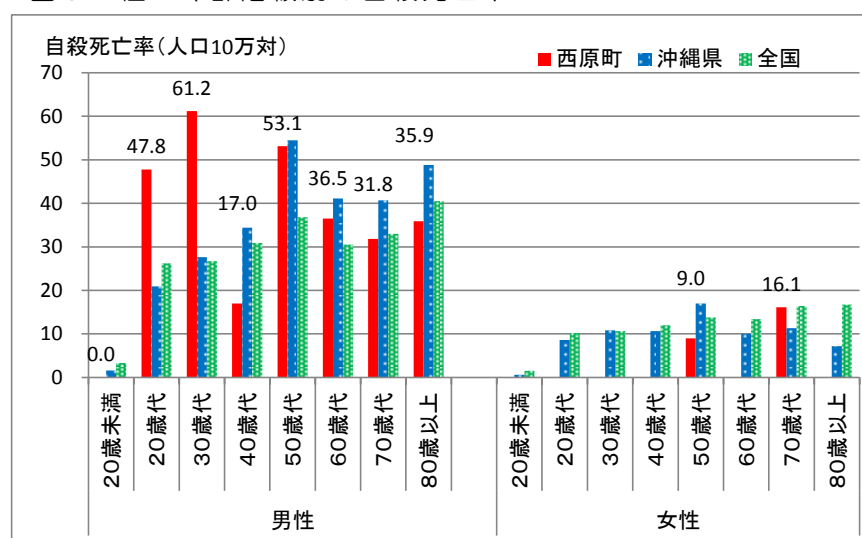
20代、30代、50代男性が自殺者に占める割合が高く、自殺死亡率も高い状況です。60歳以上の自殺死亡率は60代の男性を除いて全国を下回っています(図8・図9)。

図 8 性・年齢階級別の自殺者の割合



資料: 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」平成25年から29年集計

図 9 性・年齢階級別の自殺死亡率



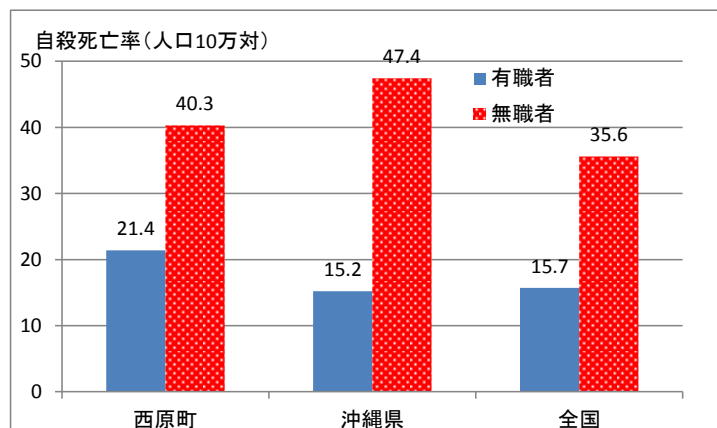
資料: 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」平成25年から29年集計

(6) 職業有無別の自殺死亡者の状況

20歳から59歳までの職業有無別の自殺死亡率を見ると、本町は若年層の自殺死亡率が高いことの影響もあり、有職者の自殺死亡率が沖縄県、全国に比べ高い状況です。

また、無職者の自殺死亡率も全国に比べ高い状況です(図10)。

図10 職業の有無別の自殺死亡率

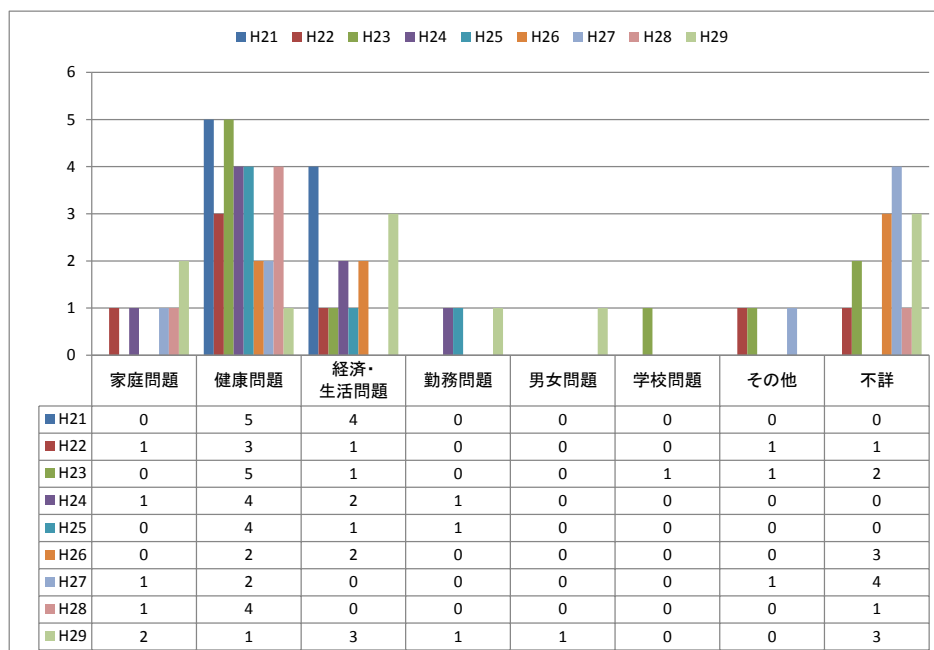


資料:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」平成25年から29年集計
*特別集計に基づく20~59歳を対象とした自殺死亡率

(7) 自殺の原因・動機

本町の自殺者の原因・動機については「健康問題」、「経済・生活問題」が多い状況です。しかし、自殺に至る原因や動機は様々な要因が複合的に絡んでいることが多く、原因・動機を特定するのは困難です(図 11)。

図 11 原因動機別自殺者数



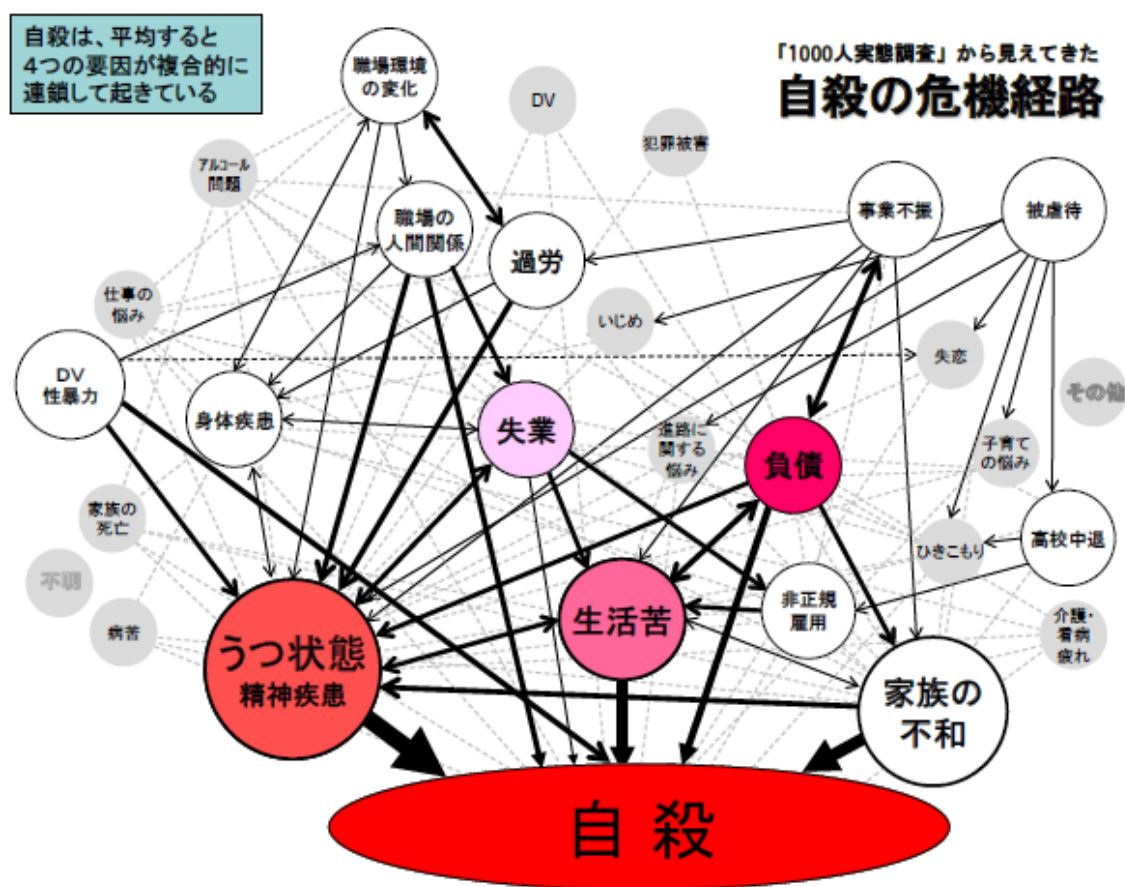
資料:自殺の統計:地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

*自殺者1人につき、3つまで複数計上されているため、自殺者数と一致しない。

【参考】自殺の危機経路図

自殺実態白書 2013（NPO 法人ライフリンク）では「自殺の危機経路」を以下の図のように示しています。この図中の「○」の大きさは自殺要因の発生頻度を示しており、大きいほど要因の頻度が高いことを示しています。また、矢印の太さは各要因の因果関係の強さを表しています。

この図から直接的な要因としては「うつ状態」が多いものの、その状態に至るまでには複数の要因が存在し、連鎖していることがわかります。



出典：自殺実態白書 2013（ライフリンク）

2 西原町における自殺の特徴

- *平成 25 年から 29 年の自殺者は 4 人から 7 人で推移、**本町の自殺死亡率は (17.0)、県(18.4)、全国(18.4)と比較するとやや低くなっています。
- *自殺者の男女比は男性 93.3%、女性 6.7%で男性の割合が高い状況です。また男性の自殺死亡率は町(31.7)で県(28.5)、全国(25.9)と比べ高くなっています。
- *年齢階級別の自殺者の割合は、20～39歳の若年者が 43.3%、40～59歳が 30.0%、60歳以上が 26.6%となっており、若年者の割合が高く、若年者の自殺死亡率は町(28.1)県(17.2)、全国(18.5)と比べ高くなっています。
- **有職者の自殺死亡率は町(21.4)で県(15.2)、全国(15.7)と比べて高くなっています。
- **無職者の自殺死亡率は町(40.3)、県(47.4)、全国(35.6)で全国より高い状況です。

*自殺対策総合推進センター「地域自殺実態プロファイル」平成 25 年から 29 年の集計、
()内は人口 10 万対の自殺死亡率

**特別集計に基づく 20 から 59 歳を対象とした自殺死亡率

図 12 西原町の自殺の主な特徴

・H25～29合計30人(男性28人、女性2人)

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位: 男性・20～39歳・有職・同居	7	23.3%	57.7	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業) →パワハラ+過労→うつ状態→自殺
2位: 男性・20～39歳・無職・同居	4	13.3%	97.5	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺/②【20代学生】→就職失敗 →将来悲観→うつ状態→自殺
3位: 男性・60歳以上・無職・同居	4	13.3%	38.7	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+ 身体疾患→自殺
4位: 男性・40～59歳・有職・同居	4	13.3%	24.3	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+ 仕事の失敗→うつ状態→自殺
5位: 男性・40～59歳・無職・独居	3	10.0%	605.1	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

*自殺死亡率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にした。

第3章 これまでの取組

1 ゲートキーパー養成講座

ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことです。

本町ではこれまで、下記の通りゲートキーパー養成等のメンタルヘルス講座を実施してきました(図 13)。

図 13 ゲートキーパー養成講座等の実績

ゲートキーパー養成講座等

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受講者数	29	81	21	52	14

*延人数

【課題】

- 養成講座実施のための財源確保に努める必要があります。
- 受講者からは、ゲートキーパー養成という、「何か役割を担わないといけないのか」、「負担が大きい」といった意見があるため、それぞれの立場で気づく感度を上げていくことや、うつ病等の理解等の延長上で気づきの視点を持っていただくといった、受講しやすい工夫が必要です。

2 精神保健福祉に関する相談実績

保健師が精神保健福祉に関する相談支援を担っており、関係機関や関係部署と連携し、様々な悩みを抱える方の支援を行ってきました。自殺対策の位置づけでの支援ではないものの、それらの取り組みが自殺予防につながっていたと考えられます(図 14)。

図 14 精神保健福祉に関する相談実績

精神保健福祉に関する相談実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談	76	229	102(3)	158(2)	98(1)
訪問指導	95	115	102(15)	119(2)	100(1)
電話相談	554	233	53	105	73

*延人数、()内は自殺関連

【課題】

- 精神保健福祉や自殺対策に特化した専任相談員の配置に向けた財源確保を図っていく必要があります。

3 周知啓発

毎年、自殺予防週間（9月10日～16日）に合わせ、町民交流センターの町民広場において、うつや自殺予防に関連したパネル展示や町の広報紙誌で「いのちの電話」について、周知・啓発を行ってきました。

【課題】

- 自殺予防週間等で周知を図ってきましたが、「自殺の多くが追い込まれた末の死である」、「個人の問題ではなく社会の問題である」といった認識はまだまだ十分ではないため、今後も継続していく必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

大綱では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」としています。本町においても「誰も自殺に追い込まれることのない西原町の実現」を基本理念とし、全庁的な取り組みと、関係機関・関係部署と連携を図りながら自殺対策を推進します。

2 基本認識

①自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。様々な悩みが原因で心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあたり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症したり、正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。

このように、自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くが追い込まれた末の死と認識する必要があります。

②年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだ続いている。

平成18年に基本法が施行され「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識され、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は減少傾向にあるなど成果を上げてきました。しかし、自殺者数は毎年2万人を超えており、非常事態はいまだ続いています。

3 基本方針

平成29年7月に閣議決定された大綱を踏まえ、次の5つの基本方針に基づき、自殺対策を推進します。

① 生きることの包括的な支援として推進する

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識のもと、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、地域全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとします。

自殺のリスクは「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに高くなることから、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生き

ることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の効果により自殺リスクを低下させ、生きることの包括的な支援として推進します。

② 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要であり、様々な分野の施策、人々が密接に連携する必要があります。

また、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度等との連携の推進や自殺の危険性を高めた背景にある様々な問題に包括的に対応するため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めることが重要です。

③ 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策にかかる個別の支援は、個人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援レベル」と、問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携レベル」を有機的に連動させることで総合的に推進する必要があります。

また、状況に応じた以下の3つの段階ごとの対応も必要になります。

○自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」

○自殺発生の危機に介入する「危機対応」

○自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」

④ 実践と啓発を両輪として推進する

自殺は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深め危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを地域社会全体の共通認識になるように、積極的に普及啓発を行うことが重要です。

また、町民が身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、身近な関係機関につなげ、その指導を受けながら見守っていきけるよう、広報活動、教育活動に取り組む必要があります。

⑤ 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

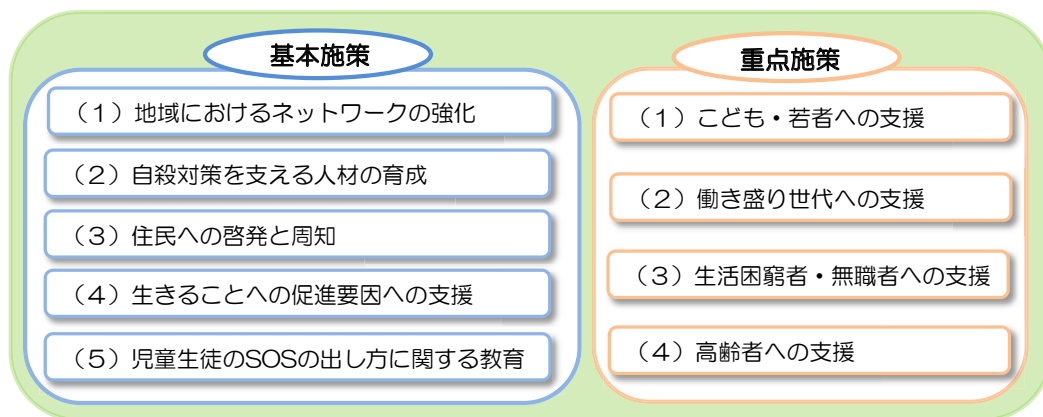
「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現のためには、国、県、町、関係団体、民間団体、企業、町民等が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。具体的な役割は以下のとおりです。

国	自殺対策を総合的に策定し実施する。
県・町	地域の状況に応じた施策を策定し、実施する。
関係団体 民間団体 企業	積極的に自殺対策に参画する。
町民	自殺は「誰にでも起こり得る危機」であり、社会全体の問題として、我が事であることを認識し、主体的に自殺対策に取り組む。

4 施策の体系

本町の自殺対策は、すべての市町村が取り組むことが望ましいとされている5つの基本施策と、本町の自殺の現状を踏まえた次の4つの重点施策に取り組めます。

なお、巻末資料に本町の既存事業を、「生きる支援に関連する施策」として抽出し掲載しています。既存事業に自殺対策の視点を盛り込み、自殺対策を生きることの包括的な支援として推進します。



第5章 いのち支える自殺対策における取組

1 5つの基本施策

大綱に基づいて、地域の自殺対策を推進する上で、全国的に実施されることが望ましい基盤的な取り組みとして、次の5つの基本施策が示されています。

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策は、家庭や学校、職場の問題、地域など社会全般に深く関係しており、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携・協力を確保し、地域の特性に応じた実行性のある支援体制を構築していく必要があります。このため、自殺対策にかかわる関係機関と連携を図り、ネットワークの強化に努めます。

ア 健康づくり推進協議会を活用し、社会福祉協議会や商工会等の関係機関とネットワークを構築し、地域における自殺対策のネットワークの強化を図ります。(健康支援課)

イ 健康づくり推進協議会幹事会を開催し、本町の自殺対策を庁内関係部局で情報を共有し、総合的かつ効果的に自殺対策を推進します。(健康支援課・関係課)

ウ 個別事例の支援を通じた、関係機関との実務者レベルの連携を図り、自殺リスクのある方への支援のネットワーク構築に努めます。(健康支援課・福祉保険課・こども課・教育総務課・関係課・関係機関)

(2) 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期の「気づき」が重要です。このため、様々な関係者や町民に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるようゲートキーパー養成講座を開催し、自殺対策を支える人材を育成し、地域の見守り体制の強化に努めます。

ア 町民等を対象としたメンタルヘルスに関する講演会や、職員を対象とした研修会において、困難な悩みを抱える方への早期の気づきができるよう取り組みます。(健康支援課・総務課)

イ 身近な地域で支え手となる町民や町職員、関係機関の職員等を対象に、

ゲートキーパー養成講座を実施し、悩んでいる人に適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ること）ができるゲートキーパーを養成します。（健康支援課）

（3）住民への啓発と周知

自殺に追い込まれる危機は誰にでも起こり得ることでありますが、危機に陥った人の心情や背景は理解されにくいという現状があります。そうした心情や背景への理解を深め、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに助けを求めることが適当であるということが地域全体の共通認識となるよう積極的な普及啓発に取り組みます。

ア 町の広報紙やホームページに自殺強化月間（3月）や自殺予防週間（9月）等に合わせて、自殺対策関連等の正しい知識の普及に努めます。（健康支援課）

イ 保健センターや町立図書館等、町内の公共施設で、自殺に関連したリーフレットや自殺に関連した啓発資料、相談窓口一覧等をまとめた資料の設置や機会をとらえて周知に努めます。（健康支援課・文化課・関係課）

ウ 保健師やその他の専門職が随時電話や来所の相談に応じるほか、必要ときは家庭訪問等による相談に対応します。また、相談窓口の設置等、相談支援体制の充実に努めます。（健康支援課）

（4）生きることへの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることへの促進要因」を増やす取り組みを行うことにより、自殺リスクを低下させることが必要です。このため生きることの促進要因を増やす取組を推進します。

ア 町民の自主的な学習活動を支援し、生きがいづくりを推進します。（生涯学習課・文化課）

イ 孤立のリスクを抱えるおそれのある高齢者、障がい者、子育て中の親子や生活困窮世帯等を対象とした居場所づくりや交流ができる場の確保に努めます。（健康支援課・こども課）

ウ 身体、知的障がい者等の相談支援事業を行い、障がい者が安心して生活できるよう支援します。(健康支援課)

エ 民生委員・児童委員が地域の見守り活動を行う際、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげられるよう民生委員・児童委員の活動の支援を行います。(福祉保険課)

オ DV被害者への相談・支援を行い、適切な関係機関へつなぐ等の対応を行います。(企画財政課・こども課・健康支援課)

カ 自殺未遂者は自殺対策において重要なハイリスク群です。保健所や医療機関その他の関係機関と連携を図り、切れ目のない包括的な支援に努めます。(健康支援課)

キ 大切な人を亡くした遺族は、心身の疲労に加え、自死への偏見により孤立化につながるおそれがあります。遺族の心の相談の実施や自死遺族の会等の情報について広報紙等で提供を行います。(健康支援課)

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

いじめを苦にした自殺が社会問題となっている中、基本法(平成28年4月)の改正により、学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれました。

児童生徒が命の大切さを実感できるだけでなく、社会において直面する様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育(SOSの出し方に関する教育)と、児童生徒と日々接している大人が、こどもが出したSOSに気づくことができる感度を高めていけるよう教職員の資質向上に努めます。

ア 社会において直面する可能性のある様々な困難やストレスへの対処法を身につけるための教育(SOSの出し方に関する教育)、心の健康の保持にかかる教育の推進に努めます。(教育総務課)

イ こどもが出したSOSに対して、親を含めた周囲の大人が気づく感度を高め、サポートできるよう啓発活動を行います。(教育総務課・健康支援課)

2 4つの重点施策

(1) こども・若者への支援

こども・若年層は、こどもから大人へ移行していく中で、特有の大きな変化があり、抱える悩みは様々です。ライフステージや立場も異なることから、それぞれの置かれた状況に応じた支援の取り組みが必要です。

I 児童・生徒への支援

ア 町教育相談室内に教育相談員を配置し、学校生活等に悩みを抱える児童生徒や、こどもの教育上の悩みを抱える保護者等からの相談を来室及び電話で受け付けるとともに、定期的に学校訪問を行い、児童生徒の状況確認をしたり、学校関係者（担任教諭、SSW¹、SC²等）との情報交換を通して連携を図ります。（教育総務課）

イ 児童生徒がいじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないよう、いじめアンケートなどにより、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図ります。（教育総務課）

ウ 道徳の時間等を活用し、いのちの大切さへの理解につながる教育を推進します。（教育総務課）

エ 周囲の大人が児童生徒の心の状態に関心を向け、サポートができるよう啓発活動を行います。（教育総務課・健康支援課）

オ 経済的な理由によって、就学が困難な児童生徒に必要な援助を行い、小中学校における義務教育の円滑な実施を図ります。（教育総務課）

カ 不登校状態にある児童生徒が、自らの進路を主体的にとらえ、社会的に自立が図れるよう、予兆を含めた初期段階から組織的・計画的な支援を行います。（教育総務課）

キ 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に対し、適切な保護・支援活動に努めます。（こども課・健康支援課・教育総務課）

¹ スクールソーシャルワーカー 児童・生徒の問題に対し、保護者や教員と連携しながら問題解決を図る専門職

² スクールカウンセラー 学校現場で保護者や児童生徒の心のケアを行う専門職

ク こども居場所事業等を通して、貧困世帯のこどもの支援を行います。(こども課)

Ⅱ 若者への支援

ア 青年期において様々な悩みを抱え生きづらさを感じている若者やその家族の相談支援に努めます。(健康支援課)

Ⅲ 妊娠・出産・子育て中の親への支援

ア 親子健康手帳の交付、妊婦健診、訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査、ベビースクールなどをとおして、支援を必要とする妊産婦や養育者を把握し、必要な支援へつなげます。(健康支援課)

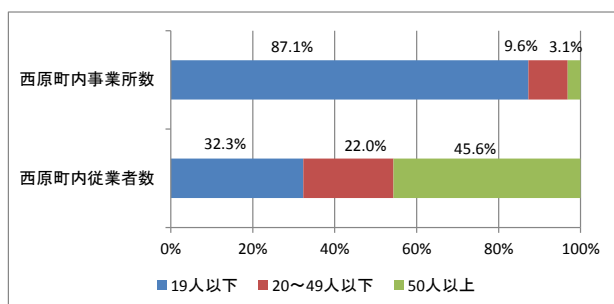
イ 関係機関と連携し、支援を必要とする妊産婦を把握し、必要な支援へつなげます。(健康支援課・こども課)

ウ 発達の遅れている子、気になる子等について、臨床心理士による保育施設等の巡回指導や加配職員を配置し、健やかな成長と発達の促しの支援を行います。また、親子療育事業等を実施し、育児不安や子育てに悩みを抱える父母等を支援します。(健康支援課・こども課)

(2) 働き盛り世代への支援

本町の自殺死亡者に占める若年層の割合が高い影響もあり、有職者の自殺死亡率は町(21.4)で、県(15.2)、全国(15.7)と比べると高くなっています。また、西原町内事業者は、職場のストレスチェックの義務付けがない50人未満の小規模事業所が96.7%を占めており、西原町内従業員の54.3%が50人未満の事業所に勤めています(図15)。そこで本町では勤務問題に関する自殺の大きな背景となる過労、長時間労働、ハラスメント防止対策やメンタルヘルス対策に関する相談支援窓口の周知・啓発と働き世代の健康づくりに取り組みます。

図15 西原町内の事業所規模別事業所/従業員割合



資料：H26経済センサス基礎調査

I 職場におけるメンタルヘルスの推進

ア 労働安全衛生法に基づき、町職員、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図ります。(総務課・教育総務課)

イ 小規模事業所等へ産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策支援の情報提供を行います。(産業観光課)

ウ 過労やパワハラ、職場の人間関係等の様々な問題に関する相談窓口の情報提供を行います。(産業観光課)

II 働き世代の健康づくりの推進

ア 特定健診、がん検診を行うことにより疾病の予防、早期発見・治療につなげられるよう努めます。(健康支援課)

イ 保健指導、健康教育、健康相談等を通し、生活習慣病等の予防や、その他健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、健康づくりを推進します。(健康支援課)

(3) 生活困窮者・無職者への支援

生活困窮者や無職者の背景は様々で、多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて関係性の貧困があり、社会的に排除されやすい傾向にあります。生活困窮の状態にある方が、自殺に至らないよう支援につなぐ取組と、関係機関が連携し、包括的な生きる支援を図っていきます。

I 各課の連携の強化

ア 各種窓口の相談等から把握した経済的に厳しい状況に置かれた方からの生活問題について、必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。(税務課・福祉保険課・こども課・上下水道課・健康支援課・関係課)

II 生活困窮者への支援の充実

ア 経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費、医療費など就学上必要な費用の一部を援助、学資の貸与をすることで、経済的負担の軽減を図ります。(教育総務課)

イ 母子及び父子家庭等に対し、生活の安定と児童の福祉を増進することを目的に、児童扶養手当（県事業）の支給や医療費の助成を行います。（こども課）

ウ 雇用サポートセンターにおいて、求職者一人ひとりに寄り添う形での就職支援を行うとともに、就職セミナーやスキルアップ講座などを定期的に関催し支援を行います。（産業観光課）

エ 生活困窮者の最低限度の生活を保障し、生活保護受給者が将来的に心身ともに健康で自立できるよう努めます。（福祉保険課）

（４）高齢者への支援

高齢者の自殺については、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要になります。また、高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立、孤独に陥りやすい傾向にあります。

本町の高齢者の自殺死亡率は国・県と比べると高くはありません。しかしながら、今後、高齢化の進展や、独居・高齢者のみの世帯の増加等により自殺のリスクが高まるおそれ大きいことから、重点施策の一つとしています。

高齢者の自殺を予防するために、高齢者の支援施策を引き続き推進し、相談窓口の周知、関係機関の連携の強化に努め、高齢者が生きがいを持って住み慣れた地域で生活できるような地域づくりを目指します。

Ⅰ 高齢者の健康づくり・介護予防の推進

ア 特定健診、長寿健診やがん検診、健康相談を行うことにより疾病の予防、早期発見・治療につなげます。（健康支援課）

イ 一般介護予防事業やいいあんべー共生事業等の介護予防事業に取り組み高齢者の介護予防を推進します。（健康支援課）

Ⅱ 高齢者への相談支援

ア 高齢者本人や家族の生活、健康や介護等の様々な悩みに対して、関係機関等と連携して相談・支援に努めます。（健康支援課・福祉保険課）

イ 認知症の人やその家族等の不安や悩みについて、認知症地域支援推進員による相談支援を行います。（健康支援課）

ウ 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症やその家族等に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・対応に向けた支援を行います。(健康支援課)

Ⅲ 高齢者の孤立の防止・生きがい活動の支援

ア 一人暮らし高齢者等に対する配食サービスの際に、高齢者の見守りや状況の把握に努め、問題の早期発見や必要な支援につなげます。(健康支援課)

イ 緊急通報システムを利用している一人暮らしの高齢者の安否確認等を通して、問題の早期発見や必要な支援につなげます。(健康支援課)

ウ 高齢者が健康で意欲と能力のある限り年齢にかかわらず働き続けることができる「生涯現役社会」の実現を目指し、シルバー人材センターの活動を支援します。(産業観光課)

エ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進するために、老人クラブ連合会が行う高齢者の生きがいづくりやスポーツ活動の活性化等、会員数や活動状況に応じて補助金を助成し、老人クラブ連合会の活動支援を行います。(福祉保険課)

【評価指標】

指 標	現状年	現状	目標 (令和8年(2026年))	参考
自殺死亡率	平成23から 平成27年の集計	17.2	14.5以下 (16%減少)	国 18.4 県 18.4
20代30代の自殺死亡率	平成25から 平成29年の集計	28.1	23.6以下 (16%減)	国 18.5 県 17.2
有職者の自殺死亡率	平成25から 平成29年の集計	21.4	18.0以下 (16%減)	国 15.7 県 15.2
無職者の自殺死亡率	平成25から 平成29年の集計	40.3	33.9以下 (16%減少)	国 35.6 県 47.4
高齢者(70歳以上)の自殺死亡率	平成25から 平成29年の集計	19.8	減少	国 23.3 県 24.3

第6章 推進体制

1 庁内における推進体制

自殺対策は保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係施策との有機的な連携が必要です。計画を主管する健康支援課だけでなく、庁内関係課等が自殺対策への共通認識を持ち、情報共有を図りながら、各事業に着実に取り組むとともに、緊密な連携を図りながら計画の推進を図っていきます。

2 地域及び関係機関や団体との連携

計画の推進にあたっては、医療機関、社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会等と相互に連携を図る必要があります。そのため、町の広報紙やパンフレット及び適切な機会を活用し、地域や関係機関等へ広く周知し、連携に取り組めます。

3 計画の点検・評価

本計画の推進にあたっては、計画の進捗管理が重要となります。また、大綱において「地域レベルの実践的な取り組みをPDCAサイクル」を通じて推進する」とされています。そのため、自殺の現状や各事業の進捗状況を点検・評価し、その結果について「西原町健康づくり推進協議会」において報告し、協議会の意見・提言を受け計画を推進します。

資料編

生きる支援関連施策一覧

No	担当部署		事業名称	事業内容	自殺対策の視点
1	総務部	総務課	福利厚生事業	職員の健康を確保するため、健康診断・ストレスチェック・面談等を実施する。	・住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。
2	総務部	総務課	職員研修事業	職員の資質向上を図るため、職員研修の開催及び各研修への職員派遣を実施。	・メンタルヘルス等の職員研修を行うことにより、メンタルヘルス対策を推進し得る。
3	総務部	総務課	自治会事務委託事業	月2回の自治会長会を開催し、行政機関等からの事務連絡及び事業の周知、募金活動依頼、広報配布依頼等を実施。	・地区役員を参集する会議において、本町の自殺の現状と対策についての情報提供や、身近な人の変化を察知し専門機関につなぐことができるゲートキーパーの役割について啓発し、住民同士で支え合いと見守りができる体制を推進する。
4	総務部	総務課	広報事務運営事業	・行政運営の円滑化と町民サービスの向上のため、各種情報を町民に伝える。(制度や手続き、啓発・啓蒙、イベント情報、町の話題など) ・広報にしはら(毎月発行) ・ホームページ(随時) ・フェイスブック、ツイッター(随時)	・町の広報やホームページに自殺対策強化月間(3月)や自殺対策予防週間(9月)等に合わせ、自殺対策の情報を掲載し、施策の周知と促進を図る。 ※情報発信の主体は健康支援課
5	総務部	総務課	人権相談・人権啓発運営事業	西原町人権相談員による随時相談の受付、相談所の開設、人権週間等におけるパネル展示、学校における人権の花運動、人権講演会を行い人権意識の高揚を図る。	・各種相談所は、自殺者の多くが複数の問題を抱えていることから、潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチする上で重要となる。 ・パネル展示等の中で自殺問題について言及するなど、自殺対策を啓発する機会とし得る。
6	総務部	企画財政課	男女共同参画事業	西原町男女共同参画計画に掲げる各施策を総合的、体系的に明らかにし、男女共同参画社会の実現をめざすため、主に町民の意識改革に向けた啓発活動を中心に推進している。また女性登用を促進するため、各種委員会・審議会等の委員の選任基準を設定し、全庁的に進めている。 主な事業 ・男女共同参画パネル展 ・男女共同参画講演会 ・男女共同参画だより「さわふじ」の発行	・重要課題の1つに、配偶者等からの暴力(DV)の根絶があり、DV被害者は、一般的に自殺リスクの高い方が少なくない。 ・DV被害の周知や意識啓発の中で、自殺対策についても言及し、理解を深めることができる。
7	福祉部	福祉保険課	社会福祉事務運営事業	福祉事業の執行によって安心して生活ができる、社会福祉に関する事務執行のための事業。 ・路上生活者に対する事務 ・生活困窮者自立支援事業 ※生活保護に至らない生活困窮者に対し、町社協や関係機関と連携した支援に努めている。	・路上生活者は自殺リスクの高い方や、自殺の問題要因の1つである精神疾患や各種障がいを抱えている方が少なくない。 ・生活困窮に陥っている人と自殺リスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多い。
8	福祉部	福祉保険課	社会福祉協議会関係事業	社会福祉協議会の事務運営を安定化させることにより、相談活動・ボランティア活動への支援等、様々な取組を推進し、地域福祉の向上を図る。 全ての町民に対し、社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進に努めている。	・子どもや高齢者、障がいの有無に関わらず、地域の困りごとへの相談対応を行っているため、自殺リスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会・接点となり得る。 ・地域と協働しながら、地域で支え合える仕組みづくりを行っているため、自殺対策(支援体制の整備)にもなり得る。
9	福祉部	福祉保険課	総合相談事業	各種相談によって、その課題等の必要性に即した情報提供が行われ、町民福祉の向上に努めている。 相談実態等をふまえた相談員等を社会福祉協議会に配置し、町民の各種相談に応じるとともに、その課題等の必要性に即したサービスの提供や、関係機関との適切な連携を図り、町民福祉の向上に努めている。	・各種相談を総合的に受ける窓口は、自殺者の多くが複数の問題を抱えていることから、潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチする上で重要となる。

No	担当部署	事業名称	事業内容	自殺対策の視点
10	福祉部	福祉保険課	民生委員事務運営事業 民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施。 (1) 民生委員・児童委員協議会への補助金を支出し、活動の推進を図る (2) 定数確保に向けた取組強化	・相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生委員・児童委員にはある。 ・地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。
11	福祉部	福祉保険課	老人福祉事務運営事業 高齢者ができる限り自立し、生きがいをもち、安心して暮らせる社会づくりを推進するために、また老人クラブ会員の拡大と心身の健康づくり支援を目的とし、その活動促進として中部地区老人クラブ連合会及び西原町老人クラブ連合会の活動費補助を行う。	・老人クラブの講習会や研修会で自殺問題に関する講演ができれば、住民への問題啓発と研修機会となりうる。
12	福祉部	福祉保険課	災害救助事業 県災害見舞金支給要綱・町小災害弔慰金および見舞金支給要綱に基づき、被災者を救済する。	・見舞金の支給申請の機会に、生活の状況等、他の様々な問題を把握する可能性があり、関係機関へつなぐなどし、問題解決の糸口となり自殺の予防につながる。
13	福祉部	福祉保険課	生活費保護事務 生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。 ・生活困窮者の最低限度の生活を保障し、保護受給者が将来的に心身ともに健康で自立できるよう、継続して住民サービスに努める。 (1) 生活保護の相談・申請受付 (2) 生活保護受給者へ医療券交付	・生活保護利用者(受給者)は、利用(受給)していない人に比べて自殺リスクが高いことが既存調査により明らかになっており、各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチするための機会となり得る。
14	福祉部	福祉保険課	一部負担金の減免及び徴収の猶予に関する事務 申請に基づき、要綱に規定された条件に該当する国民健康保険の被保険者を対象に、保険医療機関等における一部負担金の減額、免除、徴収猶予の措置を行う。(期間は最大で6か月)	・保険料の滞納をしている方は、経済的な困難を抱えている方も少なくない。 ・一部負担金の減免及び徴収の猶予等の措置を講じる中で、本人から状況の聞き取りを行い、必要に応じて支援機関につなげる等、支援への接点となり得る。
15	福祉部	福祉保険課	葬祭費 被保険者の死亡に対し、葬祭費として喪主へ2万円を支給する。	・葬祭費の申請を行う方の中には、大切な方との死別のみならず、費用の支払いや死後の手続き面などで様々な問題を抱えて、自殺リスクの高まっている方もいる可能性がある。そのため抱えている問題に応じて、そうした方を支援機関へとつなぐ機会として活用し得る。 ・亡くなった方の中には自殺による死亡のケースがあることも想定されるため、遺族に対して一律で相談先等の情報を掲載したリーフレット(自死遺族の相談・支援先も掲載)を配布することにより、一時金の支給機会を遺族への情報提供の機会として活用することもできる。
16	福祉部	こども課	病児保育事業 保護者の就業等により、児童等が病気の回復期に至っていない、または回復期にあるため集団保育が困難な期間、一時的にその児童を預かり、子育てと就労の両立を支援する。	・こどもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得る。
17	福祉部	こども課	放課後児童健全育成事業 就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休養中(夏休み等)に放課後児童クラブ(学童)で保育する。	・学童保育を通じて、保護者やこどもの状況把握を行う機会となり、悩みを抱えたこどもや保護者を把握する接点になり得る。 ・学童保育所の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、問題を抱えている保護者やこどもがいた場合には、その職員が必要な機関へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。
18	福祉部	こども課	要保護児童対策事業 ・児童虐待防止対策として要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に対し、適切な保護・支援活動を行う。 ・要保護児童対策地域協議会 適切な支援を図るため、関係機関、関係団体が必要な情報を交換し連携する。 会議は、代表者会議(年1回)、実務者会議(年2回)、個別支援会議(随時)がある。	・こどもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を含め家庭環境を改善することにより、問題の深刻化を防ぎ、世帯の自殺リスクの軽減にもつながる。 ・被虐待の経験は、こども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、こどもの自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止は極めて重要である。

No	担当部署		事業名称	事業内容	自殺対策の視点
19	福祉部	こども課	ファミリーサポート事業	・育児の手助けをしてほしい方(おねがい会員)と、育児の手助けをしたい方(サポート会員)、地域の同士が会員となって行う有償ボランティアのしくみ。 ・与那原町、西原町、中城村で負担金を出し合い運営を行っており、センターは与那原町東浜にある。	・会員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割を担えるようになる可能性がある。 ・必要などきに育児のサポート受けることで、生きることへの促進要因となる。
20	福祉部	こども課	子育て応援事業	・発達の遅れている子、気になる子等について、臨床心理士が保育施設等を巡回し、保育士や保護者等に助言することで、より良い発達への支援及び子育ての悩みの軽減を図る。 ・臨床心理士による町内の認可保育所、認可外保育所、放課後児童クラブ等の巡回指導を行っている。	・こどもの発達に関して専門家が助言を行うことで、保護者や保育士の負担や不安感の軽減につながる。 ・巡回指導員にゲートキーパー研修を受講してもらい、保護者から相談があった場合や、必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応を行うことで、包括的な支援を提供し得る。
21	福祉部	こども課	特別児童扶養手当事務運営事業	20歳未満の身体や精神に障がいがある児童を養育する父母または養育者に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する。	・障がいを抱えた子をの親は、経済的に貧困に陥りやすく、自殺リスクが高まる場合がある。 ・扶養手当の支給機会を、自殺リスクを抱えている可能性がある方との接触窓口として活用し得る。
22	福祉部	こども課	西原町こども貧困緊急対策支援事業	・こども居場所事業を通して、貧困世帯のこどもを支援する。 ・こども貧困対策支援員2名をこども課に配置。 ・こどもの居場所支援員自主運営事業・わくわく教室(学習・生活・食事支援) ・こどもの居場所委託事業・がじゅまる教室(週3日開設・学習・生活・食事支援) ・こどもの居場所事業・自治会(上原・平園・小波津団地、週1～5日開設) ・放課後児童クラブ(学童)の利用者負担軽減事業	・居場所の提供は、工夫次第で児童生徒の生きることの足場を支えるもの(生きることの促進要因への支援)にもなり得る。 ・児童生徒との接触を通じて、児童や保護者の抱える問題や家庭の状況等を把握する貴重な機会となり得る。 ・関係機関同士で情報共有ができれば、必要時にはアウトリーチを行ったり、支援先へつなぐ等、支援の糸口にもなり得る。
23	福祉部	こども課	地域子育て支援拠点事業補助金交付事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。 ・町内2施設で実施(月曜日～金曜日、週5日開所)	・親子が集い交流できる場を設けることで、子育ての悩み等の自殺リスクの軽減に寄与し得る。 ・参加者の潜在的なリスクを察知し、早期に相談につなげられる可能性がある。
24	福祉部	こども課	延長保育事業補助金交付事業	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する需要の増加に対応するため、延長保育事業を実施し、乳幼児の福祉の増進を図ることを目的とする。	・時間外保育、延長保育を実施することで、保護者の過度な負担を軽減し、就労と家庭の両立をサポートし、自殺リスクの軽減を図る。
25	福祉部	こども課	一時預かり事業補助金交付事業	(一時預かり事業(幼稚園型)) ・幼稚園・認定こども園において、在園児を教育時間終了後に、園で預かることで、緊急時や就労することとなった場合の保育ニーズに対応し、子育てを支援する。 (一時預かり事業(幼稚園型以外)) ・保育所等を利用していない児童に対し、保育所等において、一時的に保育することで、緊急時等の保育ニーズに対応し、子育てを支援する。	・こどもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得る。
26	福祉部	こども課	発達支援保育事業補助金交付事業	障がいのある児童、発達の遅れている児童等について、保育所に対し、加配職員の配置や、臨床心理士等による巡回指導相談に対する補助金を交付し、保育所の受入れ支援をし、保護者が安心して就労と家庭の両立ができるようにする。	・特別な支援を要する児童は、保育上で様々な困難を抱える可能性が想定される。 ・保育所に補助金を交付することで、受け入れ態勢の強化を行う。 ・保護者に過度な負担がかかるのを防ぎ、就労と家庭の両立を図れるようにし、結果として保護者の自殺リスクの軽減にもつながる。
27	福祉部	こども課	児童館運営事業	・町内4児童館の児童厚生員の報酬や施設警備、施設保安点検等、施設管理運営事業。 ・乳幼児から小中高校生のための児童厚生施設。児童を中心とした地域交流の活動の場。 ・健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動等。	・児童が自由に遊び、話し合い、多くの仲間と触れ合う機会を提供し、児童の健康を促進し、いじめや虐待などのSOSを発しやすき環境を整える。 ・児童を中心とした地域交流の活動の場となり、子育て家庭への相談等を行い、心身の健康を増進し情操を豊かにすることで、自殺リスクを抱える世帯を支援する。

No	担当部署	事業名称	事業内容	自殺対策の視点	
28	福祉部 こども課	母子父子家庭等医療費助成事業	・母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成する事業。 ・医療機関の領収書を提示の上、窓口にて申請後に償還払い。	・ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。 ・医療費の助成時に本人との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。	
29	福祉部	健康支援課	手話通訳事業	聴覚障がい者が社会生活において意思疎通を図る上で支障がある場合に手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う。	・派遣される手話通訳者や奉仕員が個人の状況を把握する機会をもつことがある。その際、個人の抱える自殺リスクに早期に気づく意識を持つことで、必要時には適切な機関へつなぐ等、通訳者等が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
30	福祉部	健康支援課	重度身体障害者移動支援事業	一般の交通機関を利用することが困難な者で、重度の肢体不自由者かつ車椅子使用者を対象に、自宅から医療機関までの介護福祉タクシーの利用を助成する。	・身体の不調からのストレスで、心の健康まで脅かされる場合もあるので、単独では外出困難な障がい者へ医療機関への通院ができるよう支援し、身体と心の健康増進を図る。
31	福祉部	健康支援課	市町村障害者生活支援事業	障がい者等が抱える様々な問題について、障がい者(児)及びその家族等からの相談を行政より委託を受けた相談支援事業所、町に設置している基幹相談支援相談員にて応じ、必要な支援を行う。	・各種障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺リスクが高まる場合もあるので、本人・その家族等が悩みを抱えていたら、必要な支援を提供し、福祉サービス等へつなげ、自殺リスクを抑える。
32	福祉部	健康支援課	身体障害者日常生活用具給付事業	障がいのある方、難病患者等に対し、障がいの内容や程度に応じて、吸引器、入浴補助用具、紙おむつ、ストーマ装具、住宅改修など、その他生活に必要な日常生活用具を、原則本人負担1割で給付する。	・身体の障がいを抱えて生活するうえで、身体を上手く機能することが困難なため、日常生活において不便が生じ、過度なストレスを感じる場合がある。 ・対象者へ日常生活用具を支給し、日常生活の便宜を図ることで、過度なストレスや不安感を減少させることが自殺リスクの軽減へとつながり得る。
33	福祉部	健康支援課	重度心身障害者医療費助成事業	重度の心身障がいのある方(身体障害者手帳1級、又は2級及び療育手帳A1、又はA2を所持しているの方)の医療費を助成する。	・重度の障がいを抱えた方は、通院回数も多く貧困に陥りやすく、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。 ・医療費の助成時に本人との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。
34	福祉部	健康支援課	身体障害者更生医療給付事業	身体障害者に対して、その障害を除去・軽減する手術等によって確実に効果が期待できるものに対して、更生のために必要な自立支援医療費を支給する。	・身体に障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺リスクが高まる場合もある。 ・その障がいを除去・軽減する手術費を助成することが、日常生活を送る上での不安の解消となり、自殺リスクの軽減となり得る。
35	福祉部	健康支援課	身体障害者補装具給付事業	身体障害者の職業、日常生活の能率の向上を図ることを目的とし、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替する用具の費用を一部助成する。	・身体の障がいを抱えた方は、日常生活を送る上での移動手段の確保や、就労先の確保が困難な場合がある。 ・そのため日常生活において不便が生じ、過度なストレスを感じる場合がある。 ・対象者へ補装具費を助成し、日常生活の便宜を図り自立を支援することで、過度なストレスや不安感を減少させることが自殺リスクの軽減へとつながり得る。
36	福祉部	健康支援課	成年後見制度利用者支援事業	成年後見制度を利用したくても、身近に申し立てる親族がいなかったり、後見人の報酬を負担できない等の理由で利用できない方に対し、町長申立てや、報酬助成等で利用者の支援を行う。	・判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障がい等を有し、自殺リスクが高い方も含まれる可能性がある。 ・事業の中で本人との相談等をおして、自殺リスクが高い人の情報をキャッチし、支援につながるための機会、接点となりうる。
37	福祉部	健康支援課	障害者自立支援給付費等給付事業	在宅及び施設で生活する障がい者の日常生活及び社会参加を支援するため、介護給付費、訓練等給付費、サービス利用計画作成費の給付を行う。	・障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得る。そうした取り組みは自殺リスクの軽減にも寄与し得る。

No	担当部署		事業名称	事業内容	自殺対策の視点
38	福祉部	健康支援課	緊急通報システム事業	心身に不安を抱えるひとり暮らしの高齢者等の自宅に通報機器を設置し、家庭内での急病、けが等の通報に対して、医療等に関する専門的な知識を有する職員が24時間体制で適切な対応を行うほか、各種相談を行うことにより、日常生活における不安の解消と安心の確保を図る。	・通報システムの設置を通じて、独居の高齢者等の連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、必要時には他の機関につなぐ等の対応をするなど、支援への接点として活用し得る。
39	福祉部	健康支援課	配食サービス事業	障害者手帳等の発行を受けており、低栄養状態のおそれがある単身世帯等のものに対し、栄養改善と安否の確認を目的として計画的に配食サービスを提供し、障がい者の健康で自立した生活の支援を図る。	・食事の提供機会を利用し対象者の生活実態を把握することで、孤独死等の予防を図ることができる。 ・委託事業者にゲートキーパー研修開催案内等があれば情報提供を行い、参加を促すことで、自殺リスクの軽減にも資する包括的な支援になる可能性がある。
40	福祉部	健康支援課	障害者移動支援事業	障がい者であって移動の支援が必要と認められた方を対象に、社会生活や余暇活動等社会参加のために、ヘルパーが必要な介護を行い移動(外出)の支援をする。	・障がいのある方は、移動の困難さゆえに外出を控えることになりやすく、孤立してしまう方もいる。 ・移動支援を行うことで、文化活動や余暇活動等の社会参加ができ、生きることへの支援につながる。
41	福祉部	健康支援課	日中一時支援事業	日中において監護するものがないため、一時的に見守り等の支援が必要がある方を対象にし、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としている。	・障がい者(児)の状態把握を行うことで、虐待等の危険を早期に発見するための機会ともなり得る。それは自殺リスクへの早期対応にもつながりうる。 ・介護の負担を軽減するという意味で、支援者(介護者)への支援としても位置付け得る。
42	福祉部	健康支援課	地域活動支援センター事業	・地域で生活している障がい者の方等が地域活動支援センターにおいて、手工芸品の創作・環境美化活動・レクリエーション・就労支援等を通して、日中の居場所づくりや生きがいづくり、日常生活での悩み事を相談できる機会の提供等を行い、地域社会との交流の促進を図る。	・地域活動支援センターの活動の中で、利用者やその家族が抱える悩みを、一人で抱えるのではなく、事業所や役場で支えられるような環境を作る。 ・センター職員にゲートキーパー研修開催案内等があれば情報提供を行い、参加を促すことで、自殺リスクの軽減にも資する包括的な支援になる可能性がある。
43	福祉部	健康支援課	自殺対策緊急強化事業	自殺予防に関する知識の普及啓発、町民を対象とした人材育成、様々な悩みを抱える方への相談支援を行う。 ①相談支援事業 ・保健師等による心の健康相談や必要に応じ関係機関に調整を行う等、相談支援体制の構築に努める。 ②普及啓発事業 ・町民の自殺に関する理解を深めるとともに、自殺リスクが高い方が必要な相談・支援につながるよう普及・啓発を行う。 ③人材育成事業 ・ゲートキーパー養成講座を開催し、地域レベルでの人材確保に努める。	・自殺対策において大きな役割を占める。各事業において自殺対策を推進していく。
44	福祉部	健康支援課	障害者虐待防止対策事業	障がい者虐待に関する通報・相談窓口を設置し、窓口での相談や、虐待防止対策協議会において地域のネットワークの強化を図り、障がい者に対する虐待の防止及び虐待への早期発見、早期対応を図り、障がい者やその家族が安心して生活できるよう支援する。	・虐待への対応を糸口に、障がい者や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へつないでいく接点(生きることの包括的支援への接点)にもなり得る。 ・高齢者・障がい者虐待防止対策協議会の中で、町の自殺の現状と対策についての情報提供や、虐待や介護と自殺との関係性等について情報共有することで、自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組の推進を図る。
45	福祉部	健康支援課	育成医療給付事業	身体に障がいのある児童や、現在の状態を放置すると将来的に障がいを残すと認められる児童に対し、その障害を除去・軽減する手術等への必要な医療費の一部を助成する。(給付対象は18歳未満の児童に限る。)	・身体に障がいを抱えている児童は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺リスクが高まる場合もある。 ・その障がいを除去・軽減する手術費を助成することが、日常生活を送る上での不安の解消となり、自殺リスクの軽減となり得る。

No	担当部署		事業名称	事業内容	自殺対策の視点
46	福祉部	健康支援課	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者や聴覚障がいの生活・関連する福祉制度について学んだり、手話で日常生活に必要な手話語彙、及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。	・手話奉仕員養成講座の中で自殺リスク要因や対策事業について言及することで、奉仕員の身近な支援対象者の中で自殺リスクの高い方がいた場合には、適切な支援先へつなげる、気づき役、つなぎ役を担える人材を育成する。
47	福祉部	健康支援課	障害児通所給付費等支援事業	日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の付与・集団生活への適応訓練等の支援を行うため、放課後等デイサービス、児童発達支援等の給付を行う。	・障がい児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担がかかるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。 ・対応を行う職員にゲートキーパー研修を実施することで、家族の状況把握の際に自殺対策の視点についても理解してもらうことで、問題を抱えている場合には、その職員が適切な窓口へつなぐ等、対応の強化につながり得る。
48	福祉部	健康支援課	生活管理指導短期宿泊事業	介護認定非該当の方を対象に、自立した生活を営むのに支障のある在宅高齢者を特別養護老人ホームに一時的に宿泊させ、生活習慣の指導を行うとともに、体調調整を図ることを目的とする。現在の主な役割として、高齢者虐待の一時的な保護となっている。	・生活習慣を整えることは、心身面の健康の維持増進となり、自殺予防へとつながっていく。 ・また、災害や虐待からの保護となるケースもあり、被災者や被害者は自殺リスクが高まっている場合もある。 ・保護を行い、適切な機関へとつなげることで、自殺リスクの軽減となり得る。
49	福祉部	健康支援課	高齢者虐待防止対策協議会運営事業	高齢者虐待の防止及び早期発見を円滑に実施するための関係機関とのネットワークの形成、事例検討、実態把握及び情報収集、相談体制の充実、知識・理解の啓発等を行う。	・高齢者・障がい者虐待防止協議会において高齢者の自殺実態や抱えこみがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、高齢者向けの自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組の推進を図ることができる。
50	福祉部	健康支援課	総合事業	要支援者及び基本チェックリスト該当者を対象に、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業を実施する。	・各事業所が、何らかの理由で利用中断するなど、閉じこもりがちになったり、身体面で問題や不安を抱えて孤立状態になる可能性のある高齢者を早期に把握し、必要な支援策や専門機関につなぐ等、支援への接点となり得る。
51	福祉部	健康支援課	包括的支援事業(成年後見制度利用支援事業)	成年後見制度を利用したくても、身近に申し立てる親族がいなかったり、後見人の報酬を負担できない等の理由で利用できない65歳以上の者に対し、町長申立てや、報酬助成等で利用者の支援を行う。	・判断能力に不安を抱える方の中には、認知症等を有し、自殺リスクが高い方も含まれる可能性がある。 ・事業の中で本人との相談等とおして、自殺リスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会となりうる。
52	福祉部	健康支援課	包括的支援事業(地域包括支援センター事業)	高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。具体的には、介護予防ケアマネジメントや総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント等を実施する。	・地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、地域ケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の運動につなげていくことができる。 ・地域包括支援センターの職員に自殺予防の視点をもって高齢者支援を行うことで、早期に対応を講じることができる。
53	福祉部	健康支援課	包括的支援事業(社会保障充実分)生活支援体制整備事業	単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、町が中心となって、生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び地域における支え合いの体制づくりを推進する。	・地域コーディネーターにゲートキーパー研修を実施することで、地域の高齢者から相談があった場合には適切な機関につなぐ等、コーディネーターが気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
54	福祉部	健康支援課	包括的支援事業(社会保障充実分)認知症総合支援事業	認知症になっても住み慣れた地域で生活が継続できるように、医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行う。認知症地域支援推進員を中心として、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図る。	・認知症の家族にかかる負担は大きく、介護疲れから心身の不調を生じる危険性もある。 ・認知症の早期発見・対応に向けた支援を行うことで本人や家族の不安を軽減し、生きる支援となり得る。

No	担当部署	事業名称	事業内容	自殺対策の視点
55	福祉部	健康支援課 包括的支援事業(社会保障充実分) 地域ケア会議推進事業	介護保険、福祉、保健、医療等の各種サービスが包括的かつ継続的に提供されるよう、地域における多様な社会資源を総合的に調整し、困難な事例及び広域的な課題について検討する。	・地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、地域ケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の運動につなげていくことができる。
56	福祉部	健康支援課 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を母子保健推進員等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行い、家庭の孤立化を防ぎ、健全な育成環境の確保を図る。	・アウトリーチにより家庭の状況を把握し、孤立化を防ぐため支援者側から働きかけを行うことで、適切な支援先へとつなげる等の機会、支援への接点となり得る。
57	福祉部	健康支援課 特定健診・がん検診等	特定健診・がん検診を実施し、生活習慣病やがん等の予防と早期発見・早期治療に結びつける事により町民の健康水準の向上を図る。	・健診結果説明や事後フォロー等の機会を利用して、生活状況や心身の健康面での不安や問題を把握することができ、必要に応じて関係機関へつなぐことができる。
58	福祉部	健康支援課 食生活改善推進員養成・育成事業	食生活改善推進員養成講座による推進員養成を通して地域で活動するボランティアを育成し健康づくり基盤の強化を図る。	・食生活改善推進員養成講座の中で、自殺対策の視点を盛り込んだ講話を行い、自殺リスクが高い住民の早期発見や個別相談・支援につながる可能性がある。
59	福祉部	健康支援課 保健事業	20代30代の若い世代の健診や生活保護受給者の健診、肝炎検査、歯周疾患検診を実施し、疾病の予防及び重症化予防のため保健指導や健康相談を行う。	・健康づくりの一環として、心の健康についてリーフレット配布など普及啓発を行うことができる。 ・健診結果説明や保健指導の機会を利用して、生活状況や心身の健康面での不安や問題を把握することができ、必要に応じて関係機関へつなぐことができる。 ・30代への健診および健康相談の機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、関係機関による支援への接点になり得る。
60	福祉部	健康支援課 乳幼児健診事業	母子保健法の規定に基づき実施される乳幼児健康診査及び必要に応じて乳幼児健康診査における精密健康診査を行うことにより、乳幼児の健康管理の向上に寄与する。	・子どもに対する健診等は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となり得る。 ・貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずその親をも含めて包括的な支援を展開できる可能性があり、そうした支援は生きることの包括的支援(自殺対策)にもなり得る。
61	福祉部	健康支援課 母子保健事業	妊産婦・乳幼児への母子保健サービスの充実強化を図ることで、母子保健水準の向上が期待される。 ・母子保健推進員による妊産婦・乳幼児への支援 ・助産師による妊産婦・新生児の訪問指導	・新生児訪問や母子保健推進員の活動は、育児不安の解消や産後うつ等の母親への早期支援につながる。また、孤立する可能性の高い家庭とつながることで、保護者の精神的負担の軽減を図り、メンタルヘルスに寄与する。
62	福祉部	健康支援課 親子療育事業	乳幼児健診等で主に言葉の遅れや発達支援の必要な親子に対して、健やかな成長と発達を促すために、遊びを通して個々の能力を伸ばし、社会生活を身につけるための支援を行う。育児不安や子育てについて悩みを抱える母親達の相談の場となり、心の健康に寄与する。	・発達の気になる児の育てづらさや、育児負担は虐待のリスクとなり得るため、保護者のメンタル面の負担軽減を図り自殺予防に寄与する。 ・子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る。 ・必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供し得る。(※そうした取組自体が生きることの包括的支援にもなり得る)
63	福祉部	健康支援課 ベビースクール事業	・乳児の心身の健康な発達を促すための知識や情報、技術について紹介し、実習、実技を通して理解を深める。 ・参加者同士の情報交換や仲間作りの場とする。 ・育児相談や、乳児の発育状況の確認などを行う。	・ベビースクールを通して離乳食などの育児に関する知識の習得や、同じ乳児を持つ父母間の交流を通して、育児への不安や孤独感の解消につながる。

No	担当部署	事業名称	事業内容	自殺対策の視点
64	福祉部 健康支援課	妊婦健診事業	母子保健法の規定に基づき実施される親子健康手帳の交付や妊婦健康診査を行うことにより、妊婦、胎児の健康管理の向上に寄与する。	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師を対象に、自殺リスクや支援のポイント等に関する研修を実施することで、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。 ・親子健康手帳の交付の機会に、妊婦の健康状況、環境、経済状況等を把握し、必要に応じた支援につなげ妊婦の不安の軽減を図ること、自殺予防につながる。 ・妊婦健診にかかる費用の助成により、妊婦の経済的な負担の軽減を図ること、安心して妊娠・出産を迎え不安の軽減につながる。
65	福祉部 健康支援課	未熟児養育医療給付事業	指定養育医療機関において、出生時体重が2000グラム以下または生活力が特に薄弱であり、医師が入院養育を認めた乳児について医療費の公費負担をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の発達が未熟のまま生まれた子については、入院治療が必要な場合があり、その親は、生活面や金銭面で様々な困難や問題を抱えている可能性がある。 ・医療助成の相談や申請への対応時に状況等の聞き取りを行い、問題を抱えている場合には、包括的な支援へとつなげるなど、支援への接点になり得る。
66	福祉部 健康支援課	親子通園事業	心身の発達の気になる児童(障がいのある児童を含む。)に対し、日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応の訓練並びにその保護者に対する療育上の助言等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・発達に気になる就学前の親子を対象に、幼稚園や小学校等、今後の集団生活に向けての適応訓練である。親はこどもの特性を受け止め理解する場でもあり、通園することでこどもの発達に関する心配事の軽減を期待できる。
67	福祉部 健康支援課	特定健康診査等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病の発症や重症化を予防し、町民の健康保持増進と医療費・介護費の軽減を図ることを目的に、西原町国保加入の40歳以上74歳未満の方を対象に、内臓脂肪型症候群(メタボリックシンドローム)に着目した特定健康診査と継続的な支援を実施する特定保健指導を実施。 ・健診未受診者に対する、電話や訪問による未受診者勧奨。 ・健康づくり推進員の養成・育成。健康づくり推進員による未受診者勧奨の訪問を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果説明や保健指導の機会を利用して、生活状況や心身の健康面での不安や問題を把握する。 ・必要に応じて専門機関へつなぐ。 ・健康づくり推進員養成講座の中で、自殺対策の視点を盛り込んだ講話を行い、自殺リスクが高い住民の早期発見や個別相談・支援につながる可能性がある。
68	福祉部 健康支援課	障害児福祉手当・特別障害者手当の支給(県事業)	在宅の重度障がい者(児)に対し、重度の障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給することにより、重度障がい者(児)の福祉の増進を図ることを目的としている。	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の障がいがある方は、経済的に不安を抱えているケースが多い。手当を支給することで、不安を軽減し、自殺リスクを軽減させる。 ・手当の支給に際して、障がい者やその家族等と対面する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。
69	福祉部 健康支援課	自殺未遂者への支援	保健所や医療機関、その他の関係機関と連携を図り、切れ目のない包括的な支援を行う。	自殺未遂者は自殺対策において重要なハイリスク群である。相談等から把握した、自殺未遂者に対し、包括的な支援を行うことで、自殺リスクの軽減につながる。
70	福祉部 健康支援課	遺された人への支援	自死により残された遺族へ自死遺族の会の情報提供を行うとともに、必要に応じて個別支援を行う。	遺された遺族は大切な人を亡くした心身の疲労に加え、自死への偏見により孤立化につながるおそれがある。自死遺族の会の情報や個別支援が生きていることの促進要因となる。
71	福祉部 健康支援課	自殺強化月間や自殺予防週間の周知	町の広報紙やホームページに、自殺強化月間(3月)や自殺予防週間(9月)等の掲載に合わせて自殺に関する正しい認識や自殺対策関連等の情報を掲載し、周知を図る。	自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに助けを求めることが適当であるということが地域全体の共通認識となる。
72	建設部 産業観光課	労働行政運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用環境の改善 ・労働条件の改善 ・ワークライフバランスに対する意識の向上 ・働き方改革の推進 ・各種訓練、研修等の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・過重労働や長時間労働等の労働に関する諸問題の対応を行う機関の情報等を提供することで、それらの問題を抱えて自殺リスクが高まっている労働者が、様々な支援先につながりやすくなる可能性がある。

No	担当部署	事業名称	事業内容	自殺対策の視点
73	建設部 産業観光課	シルバー人材センター事業	西原町シルバー人材センターへの補助 高齢者が健康で意欲と能力のある限り年齢にかかわらず働き続けることができる「生涯現役社会」の実現を目指す。	・シルバー人材センターにおいて高齢者に対する就業機会の創出や生きがい対策事業として各種の事業を実施し、高齢者の生きがいづくりを推進していく。
74	建設部 産業観光課	地域型就業意識向上支援事業	本町に在住する高校生、大学生が協力し、産（西原町商工会）官（西原町役場産業課）学（琉球大学農学部）の包括連携協定を活用して就業意識を向上するための商品開発、販売活動、県外での視察研修を行う。この活動を通し、高校生・大学生には企画力、問題解決能力などの自己研鑽能力の向上はもとより、「西原町」を深く理解し愛着を持つ郷土愛の醸成を育んでいく。	・年齢の近い学生同士で協力する中で、自身や家庭の問題・悩み等を相談する可能性がある。 ・学校や家庭以外の場で、地域社会と関わり、彼らに学校や家庭以外の居場所を提供することにもつながる。 ・地域産業の促進とゆう同じ目的を持って協働する中で、やりがいや生きがいづくりを推進していく。
75	建設部 産業観光課	西原町雇用サポートセンター活性化事業	求職者一人ひとりに寄り添う形の就職支援を行うとともに、就職セミナーやスキルアップ講座などを定期的に開催し、ひとりでも多くの町民がなるべく町内で就業できるよう支援していく。また、町内事業所に呼びかけて「町民雇用サポート隊」を結成し、隠れた求人ニーズの掘り起こしを行い、町内企業の活性化を図りながら町民と企業の結びつきを密にするような求職サポートを行う。	・就労することに困難を抱えている人は、生活の問題やその他複合的な問題も抱え、自殺リスクが高まる場合もある。 ・就労支援は、それ自身が重要な生きる支援（自殺対策）でもある。また就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた若年者にも対応できるような支援体制を整えられれば、若年者への生きることの包括的な支援（自殺対策）にもなり得る。 ・就労支援を行う職員が自殺対策の視点を備えることで、必要なときに関係機関との連携を図ることができる。
76	建設部 産業観光課	農業振興事務運営事業	農産物生産者及び消費者を対象に農産物の生産拡大を図るために、生産者へ経費の一部補助等の支援を行い農業振興に努める。 ○農業生産振興補助金 ・「農業施設設置補助金」 ・「農業購入補助事業」 ・「農業用廃プラスチック処理事業」 ・「さとうきび振興対策事業」 ・「優良種畜導入事業」 ・「優良子牛生産奨励事業」 ○各種団体への補助事業 ・西原町生活研究会 ・JAおきなわ西原支店園芸部会野菜部 ・JAおきなわ西原支店園芸部会花卉部	・産業従事者の中には、経営が困難で、生活や貧困の問題を抱えている者も少なくない。 ・農業、畜産業、水産業、商工業従事者へ各種支援を行い、西原町の産業を活性化させることで、町全体の貧困層の減少につながる。 ・西原マルシェ等で地産地消を推進し、消費者と生産者との信頼関係を築き、産業従事者の生きがいづくりへとつなげる。
77	建設部 産業観光課	農業次世代人材投資事業	町が作成する「人・農地プラン」に位置づけされている認定新規就農者（就農直後5年以内）の青年新規就農者を対象に若い人の就農への意欲を高め、就農後も安心して農業を継続するため、経営が安定しない就農直後の所得が確保できるよう、1人あたり年間上限150万円（最長5年間）を給付して支援する。	
78	建設部 産業観光課	農業経営支援事業	農業従事者を対象に本町営農指導嘱託員を活用し、農家の栽培技術の向上や安定した経営の確立を図る。 ・農家への栽培技術・経営指導 ・定期的な園芸セミナーの開催、町農業の情報発信 ・実証圃の実施	
79	建設部 産業観光課	畜産事務運営事業	主要家畜（牛・豚・鶏）の生産農家を対象に町の補助により畜産農家の経営支援を図る。 ①家畜の伝染病を予防するため、豚・牛・鶏等の伝染病予防注射手数料を補助する。 ②優良種畜の導入促進のため、種牛・種山羊等を導入した際、雄は一頭につき80%以内、雌は一頭につき60%以内を補助する。 ③肉用牛の増殖を図るため、子牛を生産した者に対し補助金を交付する。	
80	建設部 産業観光課	水産事務運営事業	漁業従事者、港湾施設利用者（漁民及び一般）が安全に、快適に利用できることを目的とし、漁業従事者の漁業経営の近代化の推進を図る。 ①西原船だまり維持管理業務（清掃・除草等） ②水産奨励補助業務（漁業従事者が新規で漁具を購入する際、30%以内、50万円を上限に補助する。）	
81	建設部 産業観光課	商工事務運営事業	町内商品、企業のPR 各種補助制度、融資制度の周知	

No	担当部署		事業名称	事業内容	自殺対策の視点
82	教育部	教育総務課	教育委員会運営事業	円滑な教育委員の運営を図ることを目的とし、毎月1回教育委員会の会議を開催。 ①教育委員報酬 ②事務経費 ③各関係団体への負担金の助成	・教育委員会の会議において児童生徒の自殺実態や抱えこみがちな課題、虐待やいじめと自殺との関係性等につき情報共有することで、児童生徒向けの自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組の推進を図ることができる。
83	教育部	教育総務課	人材育成会補助金交付事業	「西原町人材育成会」への指定寄付金を受け入れ後、補助金として交付。 ①西原町人材育成会補助金 (参考)西原町人材育成会では、経済的理由により修学が困難な者に対して学資貸与や、優秀な人材の育成に寄与する事業に対し支援することを目的としている。 ①学資貸与 ②図書購入費補助 ③高等学校等入学支度金支給 ④県内離島および県外派遣費補助	・経済的な理由が原因で、修学が困難な生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。 ・対象の学生との面談時に、家庭の状況やその他の問題等につき聞き取りを行うことで、資金面の援助に留まらず、他の機関につなげて包括的な支援を行っていくことが可能になる。
84	教育部	教育総務課	特別支援教育支援員派遣事業	小中学校に在籍する障がいにより学校生活において様々な困難を抱える児童生徒に対して、支援員を派遣し、安全の確保、学習の円滑化を図る。	・特別な支援を要する児童・生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定される。 ・各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、そうした困難を軽減できる。 ・支援が、児童・生徒の軽微な変化に気づく機会となり得る。
85	教育部	教育総務課	学務運営事業	【教育相談配置事業】 町教育相談室内に教育相談員を配置し、学校生活等に悩みを抱える児童生徒や、こどもの教育上の悩みを抱える保護者等からの相談を来室及び電話で受け付けている。また、定期的に学校訪問を行い、児童生徒の状況確認をしたり、学校関係者(担任教諭、SSW、SC等)との情報交換を通して連携を図り、相談業務に生かしている。	・不登校のこどもは本人自身のみならず、その家庭も様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性もある。 ・そうしたリスクに対して、スクールカウンセラーや専門相談員と連携することで、児童生徒の家庭の状況にも配慮しながら、連携して問題解決へとつなげることが可能になり得る。
86	教育部	教育総務課	要保護及び準要保護児童就学援助事業(小学校・中学校)	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費、医療費など就学に必要な費用の一部を援助することで、経済的負担の軽減を図り、安心かつ平等に義務教育を受ける機会を保障する。 【支給費目(年額)】 ①新入学児童生徒通学用品費 ②通学用品費 ③学用品費 ④校外活動費 ⑤修学旅行費 ⑥学校給食費 ⑦医療費(対象疾病に係る実費負担分)	・就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。 ・費用の補助に際して保護者と対応する際に、些細な変化に気づいた時には、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供の機会にもなり得る。
87	教育部	教育総務課	特別支援教育就学奨励事業(小学校・中学校)	特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者に対し、学用品や学校給食などの費用の一部を援助し、就学に係る経済的負担の軽減を図る。 (就学援助との重複適用不可) 【支給費目(年額)】 ①新入学児童生徒通学用品費 ②通学用品費 ③学用品費 ④校外活動費 ⑤修学旅行費 ⑥学校給食費	・特別な支援を要する児童・生徒は、経済的困難を抱えているケースも少なくない。 ・費用の補助に際して保護者と対応する際に、些細な変化に気づいた時には、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供の機会にもなり得る。
88	教育部	教育総務課	被災児童生徒就学援助事業(小学校・中学校)	東日本大震災を起因とした経済的理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費、医療費など就学に必要な費用の一部を援助することで、経済的負担の軽減を図り、安心かつ平等に義務教育を受ける機会を保障する。(認定基準・援助内容等は通常の就学援助事業と同様)	・震災による避難者の中には自殺リスクを抱えた方も少なくない。 ・援助の提供時に保護者と対応する機会があれば、保護者の抱えている問題や生活状況等を把握するとともに、自殺リスクを早期に発見し、問題状況に応じて他の支援先へつなぐなどの支援への接点になり得る。

No	担当部署		事業名称	事業内容	自殺対策の視点
89	教育部	教育総務課	幼稚園特別支援教育教諭配置事業	特別な支援を必要とする園児に対し、特別支援教育支援員を配置することで、園児一人ひとりの特性やニーズに沿った支援を展開し、学園生活の困難の改善を図ることを目的とする。(町立幼稚園のみに配置)	・支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺対策の視点も加えて、支援を必要とするひとり親の早期発見と必要な支援先へのつなぎ等の対応の強化につながり得る。 ・支援員から必要と思われる対象者に、相談先一覧のリーフレット等の資料を配布してもらうことで、生きることの包括的支援に関わる情報を直接届けていくことができる。
90	教育部	教育総務課	SOSの出し方に関する教育の実施	全児童生徒に、集会や道徳の時間等において、いじめられた際のSOSの出し方について教育を行い、早期の問題発見・対応を行う。	・様々な困難やストレスに直面したときに、身近な信頼できる大人等にSOSを出すスキルを児童生徒に身につけさせることで、生きることの促進要因を増やすことにつながる。
91	教育部	教育総務課	いじめアンケートの実施	いじめアンケートや教育相談を各学校で行い、いじめ等で悩んでいる児童生徒がいないか調査を行う。	・アンケート結果や教育相談を通し、悩んでいる児童がいた場合に、個別の支援につなげることで、問題の早期発見と早期支援の機会となり得る。
92	教育部	生涯学習課	社会教育学級講座事業	こどもたちの豊かな心や主体性を育てる為の学習(知識・技術態度)を行い、こどもの行動や意識の形成の上で重要な時期に子育ての支援を図る。 ①家庭教育学級:各学校PTA、町PTA連合会及び自治会等を網羅して実施する。(各団体が企画運営)	・悩みを抱えている児童は本人自身のみならず、その家庭も様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性もある。そうしたリスクに対して、社会教育指導員や専門相談員と連携することで、児童生徒の家庭の状況にも配慮しながら、連携して問題解決へとつなげることが可能になり得る。 ・家庭教育学級でSOSの出し方教育について取り上げることにより、住民に対して取組情報を周知することができる。
93	教育部	生涯学習課	地域学校協働本部事業	地域住民が持っている力や社会教育で学んだ成果を活用し、地域の絆を深め、地域の教育力の活性化・学校教育の充実を図る。 地域コーディネーターを配置し、学校の要請に応じて地域ボランティアを募集し教育活動を支援する。 ①学習支援、②環境整備、③安全確保、④クラブ・部活動指導、⑤児童・生徒交流、⑥学校行事補助、⑦運営委員会の開催、⑧地域コーディネーターの定例会	・コーディネーターにゲートキーパー研修を実施することで、保護者から相談があった場合には適切な機関につなぐ等、コーディネーターが気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。 ・コーディネーター定例会等で、青少年の自殺の現状と対策(生きることの包括的支援)について情報提供を行うことで、現状と取組についての理解促進を図れる。
94	教育部	生涯学習課	公民館管理運営事業	生涯学習の拠点として、施設の維持管理を行うとともに、学習の支援と促進に努める。 ①中央公民館施設の維持管理など(貸館・使用料徴収・施設管理) ②町公民館運営審議委員会の開催(実績報告・事業計画・公民館運営内容の協議) ③各種学級講座の開設(生涯学習活動に関する講座の開催) ④教育委員会バスの運行	・こどもや親など町民に対し、クラスや学齢等を超えて交流できる機会を提供することは、地域で住民同士が助け合える関係を構築する上での貴重な機会となる。 ・地域の絆を深め、互いのSOSを受け止めることで、自殺リスクの軽減につながる。
95	教育部	生涯学習課	社会体育施設運営事業	利用者が快適に利用できるよう、施設を適切に維持管理する。 ①町民体育館、陸上競技場、交流広場、パークゴルフ場、テニスコート場の適正な維持管理を行う。(施設維持管理・貸館等) ②各種スポーツ講座・大会を開催しスポーツの普及と健康増進に努める。 【参考】H30年度 ○健康教室○減量トレーニング教室○新体カテスト○かけっこ教室(小学生) ○新春マラソン○小中学生ビーチバレーボール大会 ③プロ・アマのスポーツ合宿の受入れを行う。	・こどもや親など町民に対し、クラスや学齢等を超えて交流できる機会を提供することは、地域で住民同士が助け合える関係を構築する上での貴重な機会となる。 ・地域の絆を深め、互いのSOSを受け止めることで、自殺リスクの軽減につながる。

No	担当部署		事業名称	事業内容	自殺対策の視点
96	教育部	生涯学習課	東崎公園管理運営事業	施設利用者が安全で安心して利用できるよう適正な維持管理、運営を図る。 ・施設を適正に維持管理し、各種スポーツ大会、スポーツ合宿の場として貸出を行う。	・子どもや親など町民に対し、クラスや学齢等を超えて交流できる機会を提供することは、地域で住民同士が助け合える関係を構築する上での貴重な機会となる。 ・地域の絆を深め、互いのSOSを受け止めることで、自殺リスクの軽減につながる。
97	教育部	生涯学習課	学校開放事業	健康づくりの場として、学校施設を開放し、健康の維持及び体力の増進を図り、スポーツの底辺拡大を推進する。 ・学校教育活動に支障がない範囲で、町内4小学校及び2中学校の体育館及び運動場を開放する。	・子どもや親など町民に対し、クラスや学齢等を超えて交流できる機会を提供することは、地域で住民同士が助け合える関係を構築する上での貴重な機会となる。 ・地域の絆を深め、互いのSOSを受け止めることで、自殺リスクの軽減につながる。
98	教育部	文化課	図書館事務運営事業	・快適な状態で図書館を利用できるような空間と環境をつくり、維持管理を行う。 ・図書貸出、講座を開催し、多くの住民が利用できるようにする。 ※図書館奉仕(資料の検索、案内、提供、複写等) ※図書館講座の開設 ※資料企画展示、おはなし会の開催	・児童生徒や一般住民の利用者の多い図書館において、自殺対策強化月間(3月)や自殺対策予防週間(9月)等に、こころの健康に関連する図書コーナーを開設して、こころの健康に関する町民の理解促進を図る。 ・図書館で自殺対策(生きることの包括的な支援)関連のリーフレットの配布を行う。 ・子どもたちにとって「居場所」となり、生きることへの促進要因となる可能性もある。
99	教育部	文化課	図書整備事業	・図書資料の収集・整理・保存を行い提供する ことで、生涯学習の支援をする。 ※図書資料の収集・整理・保存・貸出を行う。	

西原町健康づくり推進協議会委員名簿

NO	氏名	性別	団体名・役職名等	備考
1	オシロ ユキヤ 大城 幸哉	男	西原町社会福祉協議会 会長	関係団体
2	ヒガ チカコ 比嘉 千賀子	女	沖縄県南部福祉保健所 健康推進班長	関係行政機関
3	イシカワ ヒロシ 石川 寛	男	石川歯科 院長	保健医療機関
4	ウエハラ エツコ 上原 悦子	女	西原町商工会 女性部長	関係団体
5	シンザト オサム 新里 脩	男	しんざと内科 院長	保健医療機関
6	シマフクロ ケイ 島袋 桂	男	沖縄キリスト教短期大学 保育科 特任講師	学識経験者
7	ヒガ セイイチ 比嘉 正一	男	西原町老人クラブ連合会 副会長	関係団体
8	ヒガ キヨミ 比嘉 清美	女	西原町食生活改善推進員協議会 会長	関係団体
9	ナガミネ トクゾウ 長嶺 徳三	男	西原町行政区自治会長会	関係団体
10	アカミネ アヤコ 赤嶺 彩湖	女	西原町養護教諭研究会 会長	関係団体

敬略称・順不同

西原町健康づくり推進協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西原町附属機関の設置に関する条例(平成16年西原町条例第17号)第3条の規定に基づき、西原町健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査、研究及び審議し、その結果を町長に報告するものとする。

- (1) 健康診査及び健康相談事業に関すること。
- (2) 保健事業及び組織の育成に関すること。
- (3) 栄養指導に関すること。
- (4) 健康づくりに関する知識の普及に関すること。
- (5) にしはら健康21計画、西原町食育推進計画及び西原町自殺対策計画の策定並びに評価及び推進に関すること。
- (6) その他健康増進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健所等の関係行政機関の職員
- (2) 医師会等の保健医療機関の職員
- (3) 学校、事務所等の関係団体の職員
- (4) 知識経験者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 協議会の会議は、会長が議長となる。

- 3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を求めることができる。

(幹事会)

第8条 第2条に規定する所掌事務について、事前に調査及び研究し、その内容を協議会に提起するため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、健康支援課長、福祉保険課長、生涯学習課長、こども課長及び教育総務課長をもって充てる。

- 3 会長は、前項に掲げる者のほか、必要と認める者を幹事会に出席させることができる。

(作業部会)

第9条 協議会に、第2条第5号に規定する所掌事務に関する業務を行うため、幹事会の下に作業部会を置くことができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康支援課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(内規の廃止)

- 2 西原町健康づくり推進協議会設置要綱(内規・昭和61年2月6日施行)は、廃止する。

附 則(平成20年要綱第22号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年要綱第1号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年要綱第6号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年要綱第21号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年要綱第28号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(令和元年告示第 65 号)

この告示は、公表の日から施行する。